

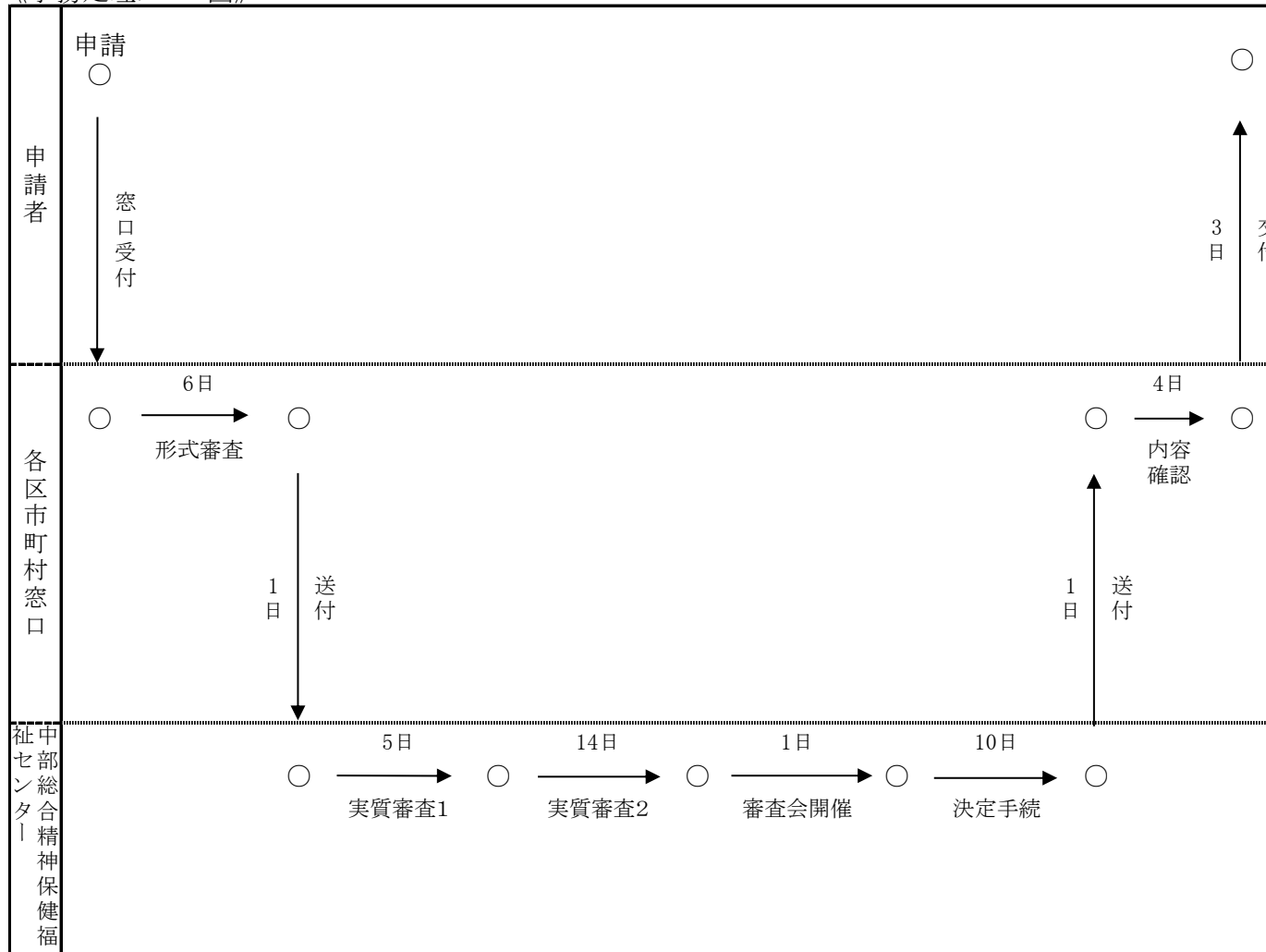
事務処理フロー図

事務名	自立支援医療制度(精神通院)支給認定変更
根拠法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第1項

作成部署 福祉保健局中部総合精神保健福祉センター事務室自立支援医療担当 電話03-3302-7871

標準処理期間計	45日
---------	-----

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書の記載事項及び添付書類等の確認。所得区分の確認及び処理簿を作成
2	送付	形式審査等終了後、申請書を処理機関である中部総合精神保健福祉センターへ送付
3	実質審査1	書類について審査基準を満たしているか審査
4	実質審査2	診断書について審査基準を満たしているか審査
5	審査会開催	審査会を開催し支給認定の可否を審査
6	決定手続	審査の結果に基づき、支給認定の可否を決定
7	送付	決定後、自立支援医療受給者証(精神通院)について、各区市町村窓口へ交付
8	内容確認	交付された受給者証の内容確認
9	交付	申請者に受給者証を交付
10		